

保険者国保事業紹介

—医療費適正化に向けた取り組み—

■特定健診・ジェネリック医薬品使用促進事業

○特定健康審査・特定保健指導

平成 20 年度より開始された特定健診・保健指導は、初年度については手探り状態で取り組んでまいりました。以前より実施していた「半日人間ドック」の費用一部補助事業と「特定健診」を実施しましたが、下図の通りの結果となりました。

しかし次年度以降「ミニ人間ドック」「組合健診」と健診の種類を増やすことや、国保連合会のご協力により保健師に出張いただき電話による未受診者に対する受診勧奨を行ったりなど、受診率向上のための試行錯誤のもと、徐々に右肩上がりの結果となりました。

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
特定健診受診率	23.5%	23.5%	26.9%	33.6%	46.5%
保健指導利用率	0.0%	0.0%	5.3%	3.8%	40.6%

○ジェネリック医薬品の使用促進事業

ジェネリック医薬品の使用促進事業については、22 年度より隔月で実施しました。実施当初は効果が見られましたが、毎回同条件で実施しているためジェネリック医薬品使用率は頭打ちになっておりました。

そこで傷病発生件数の多い呼吸器系疾患のうち“花粉症”に関する医薬品と、“生活習慣病”に関する医薬品に条件を絞り実施したところ、下図の様に前年同月と比べて効果が見られました。

ジェネリック医薬品利用率

	平成 25 年 1 月～4 月診療分	平成 26 年 1 月～4 月診療分	増加分
全医薬品	43.05%	46.32%	3.27%
抗ヒスタミン剤	24.17%	30.54%	6.37%
アレルギー用剤	27.49%	43.95%	16.46%
糖尿病用剤	49.21%	54.50%	5.29%
高脂血症用剤	56.79%	58.07%	1.28%



ジェネリック医薬品差額通知

以上の2事業については一定の効果が得られましたが、被保険者様のご理解があつての事であり、他の事業についても被保険者様に納得していただくような事業展開を心がけて行きたいと思っております。

京都料理飲食業 国民健康保険組合

設立の経緯と概況

京都料理飲食業国民健康保険組合は、昭和 31 年 9 月 1 日京都市域の料理飲食業を営む者で組織する京都府下第 4 番目の国民健康保険組合として創立されました。

当初は京都市内に限られていたため少ない被保険者数での運営でしたが、幾多の苦難の道を乗り越え、昭和 59 年に事業活動範囲を京都府下一円とすることが認められ、約 1 万人の被保険者数を有しておりました。

しかし、その後は景気低迷による外食離れ等に加え、後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減少により、平成 26 年 7 月 1 日現在では 7,536 名となっております。



組合事務所の様子